

# 地域包括ケアの推進について

【担当省庁：厚生労働省】

## 1 介護保険制度の見直し

● 介護保険制度が持続可能なものとなるよう、**国の公費負担割合の引き上げや低所得者対策の一層の充実等、制度を抜本的に見直し**していただきたい。

● 保険者機能の強化による自立支援・重度化防止の推進に係る実績評価のための指標設定等に当たっては、**要介護認定率の抑制等により、適正なサービス利用が阻害されることのないような仕組みとするとともに、地方に過度の事務負担が生じないシステムと**されたい。

また、**市町村が自立支援・重度化防止により積極的に取り組むことができるよう、必要な財政措置と技術的支援**を行っていただきたい。

● **新たな介護保険施設（「介護医療院」）**について、介護療養病床がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、**十分な施設基準や報酬体系とするとともに、介護療養病床等からの転換が円滑に行われるよう、転換にかかる財政措置**を図っていただきたい。

また、介護保険事業（支援）計画の策定のため、早急に基準・報酬等を示していただきたい。

京都府の担当課	健康福祉部 高齢者支援課(075-414-4567) 介護・地域福祉課(075-414-4678) 医療課(075-414-4743)
---------	---

### ■ 京都府内の市町村の介護保険料（市町村介護保険料の加重平均値）

第5期(H24~26)	5,280円	⇒+532円(+10.1%)⇒	第6期(H27~29)	5,812円
-------------	--------	-----------------	-------------	--------

### ■ 介護保険法等改正のポイント（抜粋）

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
  - ▶ 全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止への取組が求められる
    - ・国から提供されたデータを分析し介護保険事業（支援）計画を策定
    - ・都道府県による市町村支援事業の創設
    - ・財政的インセンティブの付与（成果に応じた国庫配分）
- 2 医療・介護の連携の推進等
  - ▶ 新たな介護保険施設「介護医療院」が創設された
    - ・「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供
    - ・現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長

### ■ 概算要求

【厚生労働省】

- ▶ 介護保険制度における保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取組を推進するための財政的インセンティブの付与の在り方については、予算編成過程で検討
- ▶ 介護報酬改定についても、予算編成過程で検討

### ■ 介護療養病床数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
医療療養病床	2,609	2,610	2,636	2,630	2,898	2,943	3,130	3,163	3,151
介護療養病床	3,574	3,478	3,385	3,350	3,144	3,099	2,943	2,863	2,833

（各年度4月1日時点）

### ■ 療養病床の維持、転換に対する京都府の独自制度の活用状況（単位：医療機関数）

区分	趣旨	H25	H26	H27	H28
がんばる医療療養病床支援	医療療養病床の維持	19	14	11	7
さきがけ医療療養病床支援	介護療養病床から医療療養病床への移行支援	0	0	60	0

### （参考）要介護認定率（平成29年3月末時点）

	京都府	全国
要介護認定率	19.72%	17.98%

### ■ 転換にかかる費用（想定）

- ・介護老人保健施設相当とするための面積（8.0㎡/床）の確保  
（参考：介護療養病床：6.4㎡/床）
- ・パーテーション等による間仕切りの設置などプライバシーに配慮した環境への改修
- ・介護医療院の設備基準（未定）に必要なトイレ等の設備整備

## 2 介護・福祉職の人材確保

深刻な人材不足となっている介護・福祉人材のさらなる確保・定着を図るため、以下の施策を講じていただきたい。

- **介護・福祉職員の資格や経験が正しく評価されるなど、キャリアパスの進捗実績に応じた処遇改善が行われる制度の構築**を、国の責任において利用者負担が発生しないよう行っていただきたい。

- 京都府では、介護・福祉・医療人材の不足が深刻な府北部地域において、福祉施設・自治体・医療施設・教育機関などが協働して「**府北部フィールドワーク事業**」を進めている。

本事業の特徴は、大学等の授業として位置づけることで、より幅広い多くの学部学生の参加を促し、また、1箇所ではなく、多様な福祉施設で地域の特性や住民の生活に触れながら実習を重ねることにより、介護・福祉・医療分野の道を広く目指せるよう、複数の現場を経験し、自分に合った分野をセレクトできる点が、府内大学等の大きな関心と呼んでいる。

こうした事業を介護・福祉、看護等人材確保の国の事業として取り上げていただき、**施設側の受け入れ等に伴うかかり増し経費や学生の長期滞在にかかる費用等に対する財政措置を講じていただきたい。**

### ■概算要求

【厚生労働省】

- ▶ 介護報酬改定については、予算編成過程で検討

### ■京都府内の介護職員の求人倍率（京都労働局 府内雇用失業情勢 H29年7月分）

介護関連	全産業平均
3.29倍	1.57倍

### ■全産業と介護職員の給与差（厚生労働省 H26、27年度賃金構造基本統計調査）

	平成27年	平成26年	前年度増減
全体	489.2	479.7	9.5
介護員(全体との差)	316.1(▲173.1)	309.3(▲170.4)	6.8(▲2.7)

- ▶ 給与差の解消に必要な増額幅＝約13.4万円(処遇改善加算で増額する場合の所要額)
- ▶ 現行の処遇改善加算制度の課題
  - ①職員の経験・資格等に応じて昇級する「仕組みの設定」が加算要件
  - ②加算されても職員給与に反映するかは施設に委ねられている
  - ③キャリアパスの進捗実績に応じた処遇改善が担保されていない

### ■京都府北部フィールドワーク事業

京都府北部を中心に、施設実習において、多職種（障害、保育、地域包括、自治体）の関係機関や民生児童委員など地域住民等とも触れあい、地域課題を直接的に学ぶ機会等を設定し、「まちぐるみ」でのフィールドワーク型の実習事業モデルを展開。

- ▶ 宮津総合実習センターの開設（平成29年10月）

「京都府北部福祉人材養成システム」の新たな拠点として、平成29年10月に「宮津総合実習センター」が稼働

高齢、障害、児童の現場実習が一度に可能で、宿泊機能を備えた全国初の施設

#### →大学・自治体ニーズの拡大

- ①実習希望を規模する大学等が増大（予定）

28年度：6大学（6学科）26人

29年度：7大学（11学科）93人（H29年10月時点）

30年度：10大学（20学科）200人（予定）

※参加大学（現時点）

同志社大学、京都光華女子大学、佛教大学、龍谷短期大学、花園大学、大谷大学、ノートルダム女子大学

- ②介護分野以外に公共政策、地域戦略、子ども教育、言語聴覚、生活福祉等、他分野の教員から学生に受講させたい旨の要望多数

- ③北部地域の各自治体からは、北部地域での多職種・他分野の連携教育のあり方について検討したい旨の要望あり

#### →現行の国庫制度

地域医療介護総合確保基金（国2/3、府1/3）

府の基金残高：約6,000万円（平成28年度末時点）

● 平成29年度に国において「介護福祉士の資格等取得者の届出制度」が創設されたところであるが、京都府では全国に先駆けて介護福祉士の潜在有資格者人材バンク構築に取り組んでいるが、登録者に対する従事者は約40%と低迷している。

そのため、潜在介護福祉士の復帰支援策として「介護人材再就職準備金貸付事業」をより活用していく必要があるが、地域によって貸付額に大きく差を生じさせる現行の上乗せ貸与要件の「有効求人倍率3倍以上」の地域要件を撤廃するなど、柔軟な取り扱いと必要な予算の確保を図りたい。

● 介護人材にかかる需給推計によると、2025年には約38万人の介護人材を追加的に確保する必要があるとされている。そのためには、介護未経験者を含む介護人材のすそ野を拡げるとともに、介護分野に参入した人材が意欲・能力に応じてキャリアアップを図りながら、キャリアに応じた役割を適切に担い、介護分野での定着を促進していく必要がある。

福祉現場において、介護福祉士等の専門資格を有する者が事務処理などのサービス利用者に直接関わらない業務等を行っている現状があり、今後、専門職員をより効果的に活用する仕組みが必要となっている。

また、一方で地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進することも重要であることから、介護未経験の中高年齢者等が福祉現場において事務処理等の業務に従事できるよう一定の研修を行い、専門職員が安定したサービス提供を行うことができるよう、事務員を必要としている事業所と高齢者をマッチングする仕組みを構築するとともに、必要な財政措置を講じられたい。

■ 京都府内の介護福祉士の登録者数と従事者数

登録者	従事者	実際に従事している割合
32,949人	13,000人	39.5%

■ 介護人材再就職準備金貸付事業

貸付対象	離職した介護人材のうち、1年以上の経験を有する介護職員であって、福祉施設に再就職する者
対象経費	子どもの預け先を探す活動費、介護に係る情報収集や学び直し代、被服費、転居費、通勤自転車・バイク購入費等
貸与額	再就職準備金（上限）20万円（1人につき1回限り）
上乗せ要件 （20万円追加）	・28年4月の有効求人倍率が3倍以上の地域であること ・被災地等の人材確保が特に困難な地域
返還免除	再就職後、府内福祉施設において介護職員として2年間従事した場合は、全額返還免除

■ 再就職に必要な準備金（通常分の20万円では不足する場合の例示）

・転居費用（約15万円）、介護の学び直しにかかる費用（約10万円）、保育所費用（約5万円）等（合計30万円）

■ 2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（厚生労働省発表）

介護人材の需要見込み（2025年度）	253.0万人
現状推移シナリオによる介護人材の供給見込み（2025年度）	215.2万人
需給ギャップ	37.7万人

■ 概算要求

【厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進 59億円

▶ 介護入門者の育成・参入促進事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、中高年齢者などの介護未経験者に対する研修を行い、介護入門者の育成から介護施設・事業所への就労に向けたマッチングまで行う